

# 消費税仕入控除税額取扱確認書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者

(管理組合) 所在地

名称 ㊟

(代表者) 住所

職・氏名 ㊟

電話番号

船橋市マンション耐震診断助成事業に要する費用について、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額の取扱は次のとおり相違がないことを確認します。

なお、当該事業費の消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、速やかに市長の承認を受け、助成金の交付が完了している場合は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌々年度6月30日までに市長に報告の上、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税及び地方消費税に係る助成金相当額を返還します。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 助成年度                 | 年度   |
| 助成金の名称               | 船橋市マンション耐震診断助成金  |
| 助成事業の名称              | 船橋市マンション耐震診断助成事業   |
| 助成事業の内容              | <input type="checkbox"/> 予備診断 <input type="checkbox"/> 本診断   |
| 助成基本額の算定方法           | <input type="checkbox"/> 助成基本額に消費税額を含めて算定しない   |
|                      | <input type="checkbox"/> 助成基本額に消費税額を含めて算定する<br>※申告により消費税仕入控除税額が確定した後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要です  |
| 助成基本額に消費税額を含めて算定する理由 | <input type="checkbox"/> 免税事業者である。<br><input type="checkbox"/> 消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出した簡易課税事業者である。<br><input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人で特定収入割合が5%を超える事業者である。<br><input type="checkbox"/> 消費税法第30条第2項に規定する個別対応方式又は一括比例分配方式により全額控除とならない事業者である。 |